

8 香取市環境基本計画

8-1 第2次香取市環境基本計画の策定

香取市では、平成18年3月に香取市環境基本条例を制定しました。本条例第9条の規定に基づき、市の環境に係る基本的な方向を示すことを目的として、平成21年3月に香取市環境基本計画を策定、計画の中間年度にあたる5年目の平成26年3月に中間見直しを実施し、環境政策を推進してきました。

中間見直しから5年を迎え、前計画の計画期間が平成30年度をもって終了することや市を取り巻く国及び県の環境政策の変更、経済・社会の状況の変化に対応するため、平成31年3月に「第2次香取市環境基本計画」を策定しました。

8-2 第2次香取市環境基本計画の概要

(1) 計画の目的と位置付け

市の最上位計画である「第2次香取市総合計画」に掲げる将来都市像「豊かな暮らしを育む歴史文化・自然の郷 香取～人が輝き 人が集うまち～」を環境面から実現し、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ちます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含した計画として位置付けています。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和元年度を初年度とし、10年後の令和10年度を目標年度とします。ただし、市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には適宜見直しを行います。

(3) 計画の推進主体

計画の推進主体は市民、事業者及び市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

(4) 目標とする環境像

香取市環境基本条例に定められた基本理念を実現することを目指し、目標とする環境像を次のとおり定めます。

～目標とする環境像～

「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたかな心かようまち 香取」

(5) 基本目標

目標とする環境像の実現に向けて、本計画が目指す10年後の市のイメージを5つの分野ごとに描きました。これらの将来イメージを「目標とする環境像」を実現するための基本目標として位置付け、市民、事業者及び市の協働のもとで、将来イメージの実現に向けた取組を進めていきます。

なお、目標とする環境像や基本目標を実現するために実施する環境施策は、同時に市の福祉の向上や経済活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与えることが予想されます。

そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの基本目標に関連する持続可能な開発目標(SDGs)を標記しました。

～基本目標～

- | | | |
|-----|------------|-------------------------|
| I | 循環型社会の実現 | ～ごみを出さないライフスタイルを実践するまち～ |
| II | 安心・安全社会の実現 | ～快適な生活環境を未来に伝えるまち～ |
| III | 自然共生社会の実現 | ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～ |
| IV | 低炭素社会の実現 | ～COOL CHOICEを実践するまち～ |
| V | 環境保全活動の拡大 | ～協働による環境活動を実践するまち～ |

また、基本目標を達成するために、市民、事業者、市の取組を設定し、13の個別目標と30の基本施策を策定しました。

(6) 計画の推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠であるため、香取市環境審議会をはじめ、市民、事業者及び市が協働して計画の推進に努めます。

また、計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)という流れで行います。

(7) 行動計画・年次報告の作成

本計画の実施過程において、環境の現状と環境施策の実施状況や環境指標の達成度などを把握し、整理したものを、年次報告書や環境対策実施報告書としてまとめ、公表していきます。

8-3 令和3年度の実施内容

ごみの減量化やリサイクルを広報かとりやホームページで呼びかけるとともに、佐原清掃事務所において再資源化を進めるなど3Rの促進を図りました。また、低炭素社会の実現のため、住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付や市太陽光発電所の管理・運営を行いました。